

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年3月7日(金) 15時00分～16時15分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (8人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	(欠員)
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	令和7年度農作業標準賃金及び水田機械作業による標準料金の設定について

報告事項	第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告事項	第2号	農用地利用集積配分計画の利用権の解除について
報告事項	第3号	農用地利用集積等促進計画案への意見について
報告事項	第4号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告事項	第5号	廃土処理(公共事業施行)事業届出について
報告事項	第6号	農地移動適正化あっせんの申出について
報告事項	第7号	農地法施行規則第29条第1号による農地転用の届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主事	和颯 玲

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和7年第3回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、3番 北見委員、4番 山川委員 をお願いします。

なお、農地法第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1から2ページ、整理番号1から8について審議します。
事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 上真倉 向田嶋 2259 番 3、登記地目、現況地目、共に田で 416 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、茂原市にお住いの 69 歳の方、譲受人は市内上真倉にお住いの 73 歳の方です。

事由としては、譲渡人は譲受人の要望に応じるため譲り渡します。

譲受人は自営業（飲食業）の食材を自給するため、この農地を譲り受け、豆類等を栽培し、農業経営をしたいとのことです。

整理番号2 所在地は 上真倉 新堀 2265 番、登記地目、現況地目、共に田で 757 m²の売買による所有権移転による案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの 73 歳の方、譲受人は市内館山にお住いの 76 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、水稻を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 3 所在地は 下真倉 東小沼 143 番 1 外 2 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 838 m²の売買による所有権移転による案件です。

譲渡人は、東京都品川区にお住いの 76 歳の方、譲受人は市内出野尾にお住いの 73 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠方及び高齢で耕作できないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、野菜類を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 4 所在地は 長須賀 増野谷 706 番外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 3,333 m²の売買による所有権移転による案件です。

譲渡人は、市内下真倉にお住いの 75 歳の方、譲受人は市内北条にお住いの 28 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、菜花等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 5 所在地は 正木 白沼 1054 番 1、登記地目、田、現況地目、共に畑で 1,424 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内正木にお住いの 52 歳の方、譲受人は市内正木にお住いの 38 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、小松菜、なす、人参等を栽培し、農業を始めたいとのことです。

整理番号 6 所在地は 波左間 稲荷前 553 番 1、登記地目、現況地目、共に畑で 991 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、我孫子市にお住いの 77 歳の方、譲受人は市内波左間にお住いの 53 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、大根、芋等を栽培し、農業を始めたいとのことです。

整理番号7 所在地は 波左間 ^{よしぎわ} 芳際1049 番1、登記地目、現況地目、共に畑で710㎡の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、我孫子にお住いの77歳の方、譲受人は市内波左間にお住いの56歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、カモミール、レモングラス等を栽培し、農業経営を始めたいとのことです。

資料2 ページ、整理番号8 所在地は 広瀬 埋田 1725 番1 外1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計1,165㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内北条にお住いの91歳の方、譲受人は市内広瀬にお住いの84歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をやめるため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、麦、菊芋等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

また、第2項第6号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

議 長

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題とします。

資料の3ページ、整理番号1について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料3ページ、整理番号1 所在地は 上野原 池附 102 番 2 外、登記地目、田、現況地目、畑で面積 710 m²の案件です。

申請人は市内塩見の法人です。

転用の事由及び施設は、譲渡人は当初（平成 29 年 7 月）、農家住宅及び倉庫で許可を得たが、高齢により農業の継続が困難になったため転用できなくなり、譲受人は事業拡大のため隣接地に計画している宿泊施設の駐車場としたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、公共施設（館山市役所）から 500m 以内の区域内であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年4月10日に工事着手し、令和7年10月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

整理番号1については、計画内容を当初の農家住宅及び倉庫から宿泊施設の駐車場へ変更しようとする申請になります。

1番委員、ご意見等ございますか。

1番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の4から6ページ、整理番号1から9について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料4ページ、整理番号1 所在地は 宮城 北新地 1083 番、登記地目、現況地目、共に畑で面積 495 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は東京都足立区の方です。

転用の事由及び施設は、居住環境のよい申請地に永住するため、専用住宅1棟(71.68 m²)を建て転居したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年4月1日に工事着手し、令和7年9月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2については、議案第2号の計画変更と同じ内容ですので、説明は省略させていただきます。

整理番号3 所在地は 上野原 池附 103 番2外1筆、登記地目、共に田、現況地目、共に畑で合計面積 872 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内塩見の法人で整理番号2番と同じ法人です。

転用の事由及び施設は、事業拡大のため、宿泊施設(71.68 m²)3棟を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、公共施設(館山市役所)から500m以内の区

域内であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年4月10日に工事着手し、令和7年10月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号4 所在地は 北条正木 天神台 12 番外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積 1,166 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は神奈川県相模原市の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギー事業を行っており、太陽光発電施設を建設し、収益を上げたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年5月7日に工事着手し、令和7年5月17日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号5 所在地は 北条正木 天神台 27 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積 1,507 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は整理番号4と同じ神奈川県相模原市の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギー事業を行っており、太陽光発電施設を建設し、収益を上げたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年5月7日に工事着手し、令和7年5月17日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

資料5 ページ、整理番号6 所在地は 正木 西郷 411 番 1、登記地目、田、現況地目、畑で面積 49 m²の贈与による所有権移転の案件です。

申請人は市内正木にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、隣地で耕作をしているが、進入路がないため、進入路として使用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地ですが、農業用に資する用途の場合は許可できることになっており

ますので、それに該当します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現状のまま使用することですので、該当しないと考えられます。

整理番号7 所在地は 正木 西郷 411 番 6、登記地目、田、現況地目、畑で面積 357 m²の贈与による所有権移転の案件です。

申請人は市内正木にお住いの4名の共有です。

転用の事由及び施設は、隣地で耕作をしているが、進入路がないため、進入路として使用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地ですが、農業用に資する用途の場合は許可できることになっておりますので、それに該当します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現状のまま使用することですので、該当しないと考えられます。

資料6 ページ、整理番号8 所在地は 下真倉 彌治堀 333 番 1、登記地目、現況地目、共に田で面積 287 m²の使用貸借権の設定による案件です。

申請人は市内下真倉の方です。

転用の事由及び施設は、現在、近くで借家住まいをしているが、手狭になってきたので、親の土地を借り受け、専用住宅1棟(108.98 m²)を建て転居したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年5月16日に工事着手し、令和7年9月16日に完了予定になっていきますので、該当しないと考えられます。

整理番号9 所在地は 藤原 大塚 1075 番 1、登記地目、現況地目、共に畑で面積 1,194 m²の地上権設定の案件です。

申請人は東京都中央区の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギー事業を行っており、太陽光発電施設を建設し、収益を上げたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年

6月2日に工事着手し、令和7年8月2日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

以上、全ての案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、専用住宅1棟を建設するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号2については、駐車場8台を整備するための申請になります。

1番委員、ご意見等ございますか。

1番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号3については、宿泊施設を建設するための申請になります。

1番委員、ご意見等ございますか。

1番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
	整理番号4については、太陽光発電設備を建設するための申請になります。
議 長	1番委員、ご意見等ございますか。
1番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号5については、太陽光発電設備を建設するための申請になります。
	1番委員、ご意見等ございますか。
1番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号6については、農地への進入路として使用するための申請になります。
	1番委員、ご意見等ございますか。
1番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号7については、農地への進入路として使用するための申請になります。
	1番委員、ご意見等ございますか。
1番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 8 については、専用住宅 1 棟を建設するための申請になります。 7 番委員、ご意見等ございますか。
7 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 9 については、太陽光発電設備を建設するための申請になります。 5 番委員、ご意見等ございますか。
5 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。 質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手全員) 許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。 つづきまして、議事日程第 4 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 資料 7 から 13 ページ、整理番号 1 から 46 について審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。
主 事	整理番号 1 所在地は、竹原 正光 3211 番 外 1 筆 地目は田で、合

計面積 4,275 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 1 等米 120 kg、10a 当たり 28 kg です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者も竹原の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 2 所在地は、竹原 大苗代 3198 番 地目は田で、面積 1,795 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 1 等米 60 kg、10a 当たり 33 kg です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者も竹原の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 3 所在地は、竹原 正光 3212 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,414 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 1 等米 120 kg、10a 当たり 27 kg です。貸付者は千葉市にお住まいの方、借受者は竹原の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 4 所在地は、竹原 松葉前 3114 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 5,713 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 15,000 円と、米 1 等米 90 kg、10a 当たり 4,993 円と 33 kg です。貸付者は多摩市にお住まいの方、借受者は竹原の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 5 所在地は、藺 北沢田 1033 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 8,359 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 40,000 円、10a 当たり 4,785 円です。貸付者は藺にお住まいの方、借受者は竹原の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 6 所在地は、竹原 正光 3200 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 9,342 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 1 等米 270 kg、10a 当たり 29 kg です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者も竹原の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 7 所在地は、竹原 柏畑 3268 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 2,194 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 1 等米 60 kg、10a 当たり 27 kg です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者も竹原の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 8 所在地は、竹原 松葉前 3111 番 外 1 筆 地目は田で、

合計面積 5,736 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 1 等米 150 kg、10a 当たり 26 kg です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者も竹原の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 9 所在地は、犬石 縄原 1529 番 2 外 2 筆 地目は田で、合計面積 590 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 20,339 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 10 所在地は、犬石 川向 1515 番 5 地目は畑で、面積 512 m²、賃貸借権の設定で、賃料は野菜類 12,000 円相当で、10a 当たり 23,438 円相当です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 11 所在地は、犬石 縄原 1682 番 地目は田で、面積 251 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 47,809 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 12 所在地は、犬石 縄原 1683 番 地目は田で、面積 337 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 35,608 円です。貸付者は葛飾区にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 13 所在地は、犬石 縄原 1684 番 地目は田で、面積 317 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 37,855 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 14 所在地は、犬石 縄原 1523 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 1,456 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 14,400 円、10a 当たり 9,890 円です。貸付者は上野原にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 15 所在地は、腰越 北条 518 番 1 地目は畑で、面積 2,158

m²、賃貸借権の設定で、賃料は20,000円、10a当たり9,268円です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者は大井の方です。設定の期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号16 所在地は、大井 梶櫓1,861番 外1筆 地目は田で、合計面積3,458 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1等米90 kg、10a当たり26 kgです。貸付者は大井にお住まいの方、借受者も大井の方です。設定の期間は令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間で、新規設定です。

整理番号17 所在地は、上真倉 御厩1717番 外1筆 地目は田で、合計面積1,229 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は館山にお住まいの方、借受者は上真倉の方です。設定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号18 所在地は、沼 坊ヶ下 709番 地目は畑で、面積842 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は厚木市にお住まいの方、借受者は上真倉の方です。設定の期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号19 所在地は、大神宮 巴井10番 地目は畑で、面積476 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は大神宮にお住まいの方、借受者は山武郡の方です。設定の期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号20 所在地は、大神宮 中郷495番 外4筆 地目は田で、合計面積1,694 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は大神宮にお住まいの方、借受者は山武郡の方です。設定の期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号21 所在地は、小原 梅田959番 外1筆 地目は田で、合計面積1,728 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1等米30 kg相当額、10a当たり17 kg相当額です。貸付者は小原にお住まいの方、借受者も小原の方です。設定の期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間で、新規設定です。

整理番号22 所在地は、坂井 田代砂407番 地目は畑で、面積261 m²、賃貸借権の設定で、賃料は5,000円、10a当たり19,157円です。貸付者は坂井にお住まいの方、借受者も坂井の方です。設定の期間は令和7年4月1日から令和27年3月31日までの20年間で、新規設定です。

整理番号 23 所在地は、坂井 平砂浦 458 番 1 外 2 筆 地目は畑で、合計面積 991 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 30,000 円、10a 当たり 30,272 円です。貸付者は坂井にお住まいの方、借受者も坂井の法人です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 27 年 3 月 31 日までの 20 年間で、新規設定です。

整理番号 24 所在地は、古茂口 舟面 1456 番 地目は田で、面積 2,355 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 15,000 円、10a 当たり 6,369 円です。貸付者は畑にお住まいの方、借受者は古茂口の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間で、新規設定です。

整理番号 25 所在地は、国分 本郷 37 番 2 地目は畑で、面積 256 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は南房総市の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 26 所在地は、岡田 椎枝 689 番 地目は田で、面積 981 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 60 kg、10a 当たり 61 kg です。貸付者は岡田にお住まいの方、借受者も岡田の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 27 所在地は、岡田 揚土 678 番 地目は田で、面積 1,498 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 60 kg、10a 当たり 40 kg です。貸付者は岡田にお住まいの方、借受者も岡田の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 28 所在地は、東長田 山宮 713 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 691 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は木更津市にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 29 所在地は、腰越 東 886 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,671 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 120 kg、10a 当たり 33 kg です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 30 所在地は、腰越 東 935 番 地目は田で、面積 1,003

m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 30 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 31 所在地は、腰越 御嶽 414 番 1 外 2 筆 地目は畑で、合計面積 663 m²、使用賃貸借権の設定です。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者は腰越の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 32 所在地は、広瀬 堀間 1568 番 地目は田で、面積 1,512 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 5,000 円、10a 当たり 3,307 円です。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者は腰越の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 33 所在地は、腰越 東 907 番 地目は田で、面積 3,005 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 1 等米 120 kg 相当額、10a 当たり 40 kg 相当額です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 34 所在地は、腰越 東 917 番 地目は田で、面積 3,000 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 1 等米 90 kg 相当額、10a 当たり 30 kg 相当額です。貸付者は小原にお住まいの方、借受者は腰越の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 35 所在地は、腰越 東 945 番 地目は田で、面積 2,613 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90 kg、10a 当たり 34 kg です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 36 所在地は、腰越 東 884 番 1 地目は田で、面積 1,533 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 30 kg、10a 当たり 20 kg です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 37 所在地は、腰越 西 849 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 5,067 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 1 等米 150 kg、10a 当

り 30 kg です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 38 所在地は、腰越 東 916 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 5,832 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 1 等米 180 kg、10a 当たり 31 kg です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 39 所在地は、下真倉 松之木 717 番 地目は田で、面積 434 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は下真倉にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号 40 所在地は、下真倉 松之木 720 番 地目は田で、面積 949 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は上真倉にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号 41 所在地は、正木 三貫目 1439 番 地目は田で、面積 300 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1,500 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は那古にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号 42 所在地は、那古 塩田 1773 番 地目は田で、面積 2,997 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は市原市にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号 43 所在地は、正木 新作 929 番 地目は田で、面積 2,085 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 10,425 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 4 年間で、再設定です。

整理番号 44 所在地は、波左間 加賀名下 29 番 地目は畑で、面積 737 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 7,500 円、10a 当たり 10,176 円です。貸付者は波左間にお住まいの方、借受者も波左間の法人です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 45 所在地は、沼 宮田 1753 番 地目は田で、面積 2,721 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 60 kg、10a 当たり 22 kg です。貸付者は沼にお住まいの方、借受者も沼の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間で、再設定です。

整理番号 46 所在地は、沼 見余 1740 番 地目は畑で、面積 781 m²、使用賃貸借権の設定です。貸付者は沼にお住まいの方、借受者は上真倉の方です。設定の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間で、再設定です。

以上、合計 46 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、施行後 2 年間の経過措置を適用し、改正前の法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、議事日程第 5 議案第 5 号「令和 7 年度農作業標準賃金及び水田機械作業による標準料金の設定について」を議題とします。

資料 14 ページについて審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。

副 主 幹

本日配布しました議案第 5 号 別紙 14-1 をご覧下さい。

まず、令和 7 年度「農作業標準賃金」についてです。

令和 6 年度の農作業標準賃金は、水田作業が 8,600 円、畑作業が 8,600 円、果樹収穫作業が 8,300 円です。

令和 7 年度の農作業賃金の設定については、まず、千葉県 lowest賃

金を考慮する必要があります。昨年 10 月に、最低時間額が 1,026 円から 1,076 円に改定されましたので、1 日 8 時間の最低賃金を、8,608 円以上とする必要があります。

次に、県農業会議の令和 7 年度 安房地区の設定は、水田作業は 9,200 円で 600 円の増、畑作業も 9,200 円で 600 円の増、果樹収穫作業は 8,800 円で 500 円の増となっています。

近隣市の状況としては、南房総市の令和 6 年度の設定が、水田作業 8,600 円、畑作業 8,600 円、果樹収穫作業 8,300 円～9,000 円です。

令和 7 年度の農作業標準賃金については、館山市同様、3 月総会で決定することです。なお、鴨川市は、農作業標準賃金の設定をしていません。

以上のことを勘案し、館山市の令和 7 年度「農作業標準賃金」については、千葉県最低賃金を考慮した上で、県農業会議の令和 7 年度 安房地区の設定賃金に準じ、水田作業が 9,200 円、畑作業が 9,200 円、果樹収穫作業が 8,800 円として提案いたします。

次に、水田機械作業による税別の標準料金についてですが、裏面の議案第 5 号参考資料 14-2 をご覧下さい。

令和 6 年度は、令和 5 年度と同額で、水田の代掻きまでで 24,000 円、畦塗は 100 円、田植えは 7,500 円、バインダーによる刈取は 8,100 円、ハーベスタによる脱穀は 8,100 円、コンバインによる刈取脱穀は 18,000 円で、育苗のみ 50 円増の 900 円としました。

なお、館山市水稻受託組合の令和 7 年度作業料金は、すべて据え置かれています。

次に、県農業会議が設定した県内一律の標準料金は、令和 6 年度に比較し値上がりした作業料金もありますが、機械本体の上昇及び燃料価格の値上がりによるものです。

近隣市の状況ですが、南房総市が、3 月総会で決定する予定と伺っております。

以上のことから、県農業会議、館山市水稻受託組合の令和 7 年度作業料金を勘案し、館山市の令和 7 年度の標準料金は、14-1 のとおり、事務局（案）として、機械による田植えを 1,500 円増の 9,000 円とし、他は据え置きということで提案いたします。

ご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

承認とする者全員と認め、「承認」として、決定いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の15ページ、整理番号1から3について、事務局より説明をお願いします。

主事

整理番号1 所在地は、安布里 和田 247 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 1,877 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手が見つからなかったためです。

整理番号2 所在地は、安布里 和田 248 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,832 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手が見つからなかったためです。

整理番号3 所在地は、大井 梶櫓 1861 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,458 m²について、合意解約が成立、解約理由は、耕作地整理のためです。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号「農用地利用配分計画の利用権の解除について」を報告します。

資料の17から18ページ、整理番号1から6について、事務局より説明をお願いします。

主事

まず、「農用地利用配分計画」は、「農地中間管理事業」による三者での利用権設定において、実際の耕作者となる受け手を定めた計画のことです。

「利用権解除」は、出し手と中間管理機構の設定はそのまま、受け

手のみ解約するものです。

では、案件の説明に入ります。

整理番号 1 所在地は、山本 西ノ下 291 番 地目は田で、面積 3,040 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の農地集約のためです。

整理番号 2 所在地は、安布里 和田 242 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 6,180 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の農地集約のためです。

整理番号 3 所在地は、安布里 前田 102 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,500 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の農地集約のためです。

整理番号 4 所在地は、亀ヶ原 川間 956 番 1 外 1 筆 地目は田・畑で、合計面積 1,542 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の農地集約のためです。

整理番号 5 所在地は、正木 新田 4531 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,807 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の農地集約のためです。

整理番号 6 所在地は、西長田 飛防 1318 番 地目は田で、面積 957 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の農地集約のためです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 3 号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を報告します。

資料の 19 から 24 ページ、整理番号 1 から 10 について、事務局より説明をお願いします。

主 事

まず、「農用地利用集積等促進計画」についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農地中間管理事業を利用する場合は、この「農用地利用集積等促進計画」を定めなければならない、この計画を定めたときは、農業委員会に意見を聴か

なければならないとされています。

今回、意見照会のあった促進計画案は、資料の 21 ページの合計 10 件です。農業委員会は、促進計画案に対する意見とともに、借受人の農家要件等を確認します。

農家要件等を確認する借受人は、資料の 23 から 24 ページのチェックリストにありますように、個人 6 件です。確認する要件は、「その者が権利設定を受ける農用地の全てを効率的に利用するか」、「農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるか」です。

事務局において、各要件を満たしていることを確認し、計画案に対する意見なしとして、資料 22 ページのとおり回答しました。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 3 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 4 号「農用地利用集積等計画の認可について」を報告します。

資料の 25 から 26 ページ、整理番号 1 から 9 について、事務局より説明をお願いします。

主事

今回の案件は、市から農業委員会に意見照会のあった促進計画案について、事務局で農家要件等を確認し、「計画案に対する意見なし」として回答したことを、1 月の総会で皆様にご報告した案件です。令和 7 年 2 月 5 日付で、県知事から正式に認可がおりたと通知がありましたので、ご報告します。

各案件の説明については、時間の都合により割愛させていただきます。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か、不明な点がありますか。

無いようですので、第 4 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 5 号「廃土処理（公共事業施行）事業届出について」を報告します。

資料の 27 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。
ます。

主任主事

廃土処理（公共事業施行）事業届出とは、公共事業施行者が自ら農地所有者と土地の貸借契約を結ぶ場合は、公共事業施行者が届け出ればよいこととなっております。

いずれも公共事業施行者は千葉県安房土木事務所長で、申出理由は、市道 9052 号線道路改良工事施行による廃土を、申請地に搬入し、所有者は畑として使用することです。

整理番号 1 所在地は 上野原 辻道 51 番 2 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積は 1,430 m²です。所有者は市内上野原の方です。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か、不明な点がありますか。

無いようですので、第 5 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 6 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の 28 から 31 ページ、整理番号 1 から 3 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は 沼 見余 126 番 1 外 2 筆、登記地目、現況地目、共に田が 951 m²、登記地目、現況地目、共に畑が 791 m²、合計面積 1,742 m²です。

申出者は市内沼にお住まいの方です。

申出理由は、高齢で耕作できないため売却したいとのことです。

整理番号 2 所在地は 大戸 横枕 285 番外 5 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積は 3,451 m²です。

申出者は埼玉県草加市にお住まいの方です。

申出理由は、遠方に住んでおり、耕作できないため売却したいとのことです。

整理番号 3 所在地は 洲宮 下浜田 1659 番外 27 筆、登記地目、現況地目、共に田が 2,700 m²、登記地目、田、現況地目、田以外が 1,214 m²、登記地目、現況地目、共に畑が 2,544 m²、合計面積は 6,458 m²です。

申出者は東京都江東区にお住まいの方です。
申出理由は、遠方に住んでおり耕作できないということです。

説明は以上です。

議長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を2名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員2名をお願いすることになっております。

整理番号1について、館山地区ですが、推進委員は1名ですので、石井茂夫推進委員と小田喜農業委員をお願いします。

整理番号2について、豊房地区ですので、石井利郎推進委員と石井義雄推進委員をお願いします。

整理番号3について、神戸地区ですので、川口推進委員と鈴木推進委員をお願いします。

何か、不明な点がありますか。

無いようですので、第6号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第7号「農地法施行規則第29条第1号による農地転用の届出について」を報告します。

資料の32ページについて、事務局より説明をお願いします。

主任主事

農地法施行規則第29条第1号による農地転用の届出とは、本来、農地を農地以外に使用する場合は、農地法第4条又は第5条の許可、いわゆる転用許可が必要ですが、2アール未満の農業用施設を自己所有農地に設置する場合は、例外として届出でよいこととなっております。

資料の32ページ、整理番号1 所在地は 腰越 西ノ下242番1、登記地目、現況地目、共に畑で申出面積は752㎡の内1㎡です。

届出者は市内亀ヶ原にお住まいの方です。

届出理由は、農作業用の電源のための電柱を建てるとのことです。

説明は以上です。

議長

何か、不明な点がありますか。

無いようですので、第7号の報告を終わります。

以上で、第3回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。

皆様、ご苦労様でした。

閉 会

16 時 15 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 北見 昌夫

館山市農業委員会委員 山川 みき子

館山市農業委員会委員

